平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 】

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

１．指定地域密着型通所介護事業所　３事業所

（１）サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用者定員は19名未満。

（２）指定申請案件

申　請　者	横須賀市岩戸１－８－３ラスタールームＣ 合同会社介護ドレミ 代表社員　鈴　木　　恵
事業所名称	彩葉デイサービス　弐番館
事業所の所在	横須賀市岩戸１－８－３　ラスタールームＣ
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	平成29年９月１日
利用定員	８人
実施単位数	１単位
営業日	月曜日から土曜日（祝日も営業）
営業時間	８:00～18:00
サービス提供時間	９:00～16：00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	・おむつ　　パット50円　　パンツ又はオムツ100円 パンツ（オムツ）＋パット150円　　洗濯　１回150円
加算等	・入浴介助体制 ・介護職員処遇改善加算Ⅱ

申　　請　　者	東京都台東区東上野２－23－９岩瀬第２ビル２階 株式会社ＨＳＭ 代表取締役　長谷部　雅人
事　業　所　名　称	セカンドアルバムひなた
事 業 所 の 所 在	横須賀市池上２－10－13　石渡ビル２階
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事　業　開　始　日	平成29年10月１日
利　用　定　員	10人
実　施　単　位　数	１単位
営　　業　　日	月曜日から土曜日（祝日も営業）
営　業　時　間	８:00～18:00
サービス提供時間	９:00～17：00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	・おむつ　（リハパン、パット込み）　150円
加　　算　　等	・時間延長サービス体制 ・入浴介助体制 ・若年性認知症利用者受入加算 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ

申　　請　　者	横浜市西区北幸２－９－１０ 株式会社リビングケア 代表取締役　栗原　尚人
事　業　所　名　称	デイサービス唯の風横須賀林
事 業 所 の 所 在	横須賀市林４－３－８
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事　業　開　始　日	平成29年11月１日
利　用　定　員	１８人
実　施　単　位　数	１単位

営　　業　　日	月曜日から日曜日（年中無休）
営　業　時　間	９:00～18:00
サービス提供時間	９:00～16：15
通常の事業の実施地域	横須賀市
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	・おむつ 実費　　洗濯　１回150円
加　　算　　等	・入浴介助体制 ・個別機能訓練加算Ⅱ ・口腔機能向上加算 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ

２（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所　１事業所

（１）サービスの概要

利用者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

（２）指定申請案件

申　　請　　者	東京都品川区南品川２－２－５ ミモザ株式会社 代表取締役　高橋　昌之
事　業　所　名　称	ミモザ久里浜セントポーリア
事業所の所在	横須賀市佐原５－２８－３３
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
事　業　開　始　日	平成 29 年 11 月１日
登　録　定　員	24 人
利　用　定　員	通いサービスの利用定員 12 人 宿泊サービスの利用定員 ７人
建　物　の　概　要	鉄骨造　３階建の１階部分
利　　用　　料	介護報酬の告示上の額

その他の利用料	① 食事代　朝食 350 円 昼食 650 円 夕食 750 円 ②宿泊費　3,000 円
連携施設の名称	① 衣笠ろうけん　（介護老人保健施設）
協力医療機関	① 総合病院衣笠病院 ② ヴィレッジ衣笠歯科診療所
運営推進会議の有無	有（平成 30 年５月中に設置予定）
指定に際しての条件	特に無し

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

				要　　件	指定案件（彩葉デイサービス　弐番館　）
人員基準	管理者		勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 （生活相談員と兼務）
			兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活相談員		勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１	提供日ごとにサービス提供時間を上回る配置（介護福祉士を配置）
			資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	
	介護従業者	看護職員又は介護職員（利用定員10人以下）		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時１以上の介護職員を配置
				単位ごとに常時１人以上	
		看護職員又は介護職員（利用定員11人以上）		単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上 ②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えられた以上	
				単位ごとに常時１人以上	
		勤務形態		生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤	生活相談員常勤１人 介護職員常勤１人
	機能訓練指導員		必要数	１以上（事業所の他の職務と兼務可能）	あん摩マッサージ指圧師１人
			資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師	

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	25.13㎡≧24㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器、避難器具
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員８人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成24年横須賀市条例第71号）に適合します。

地域密着型通所介護　彩葉デイサービス　弐番館　　位置図

平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 続き】

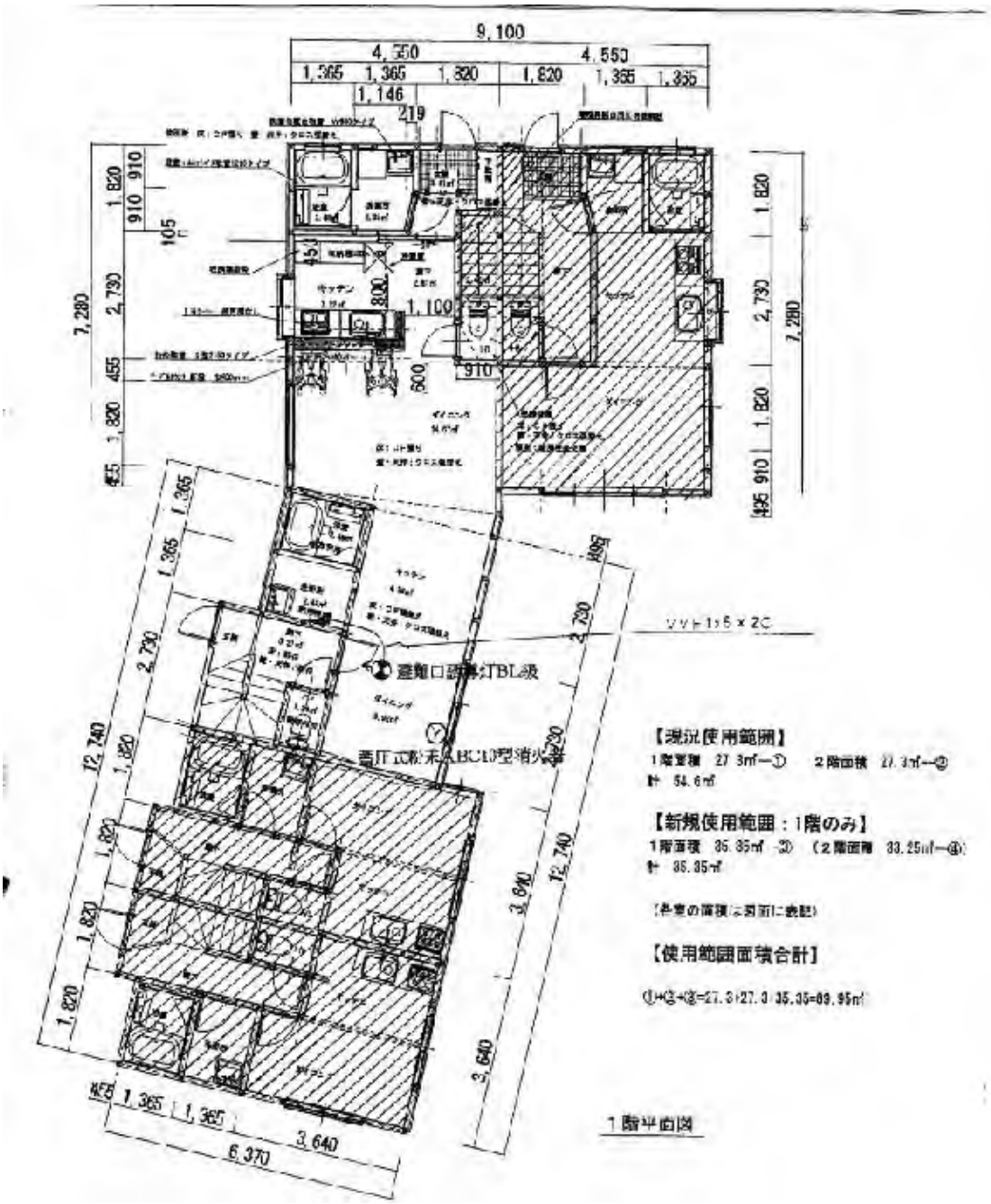

【現地写真】彩葉デイサービス　弐番館
（平成 29 年８月 21 日撮影）

入口

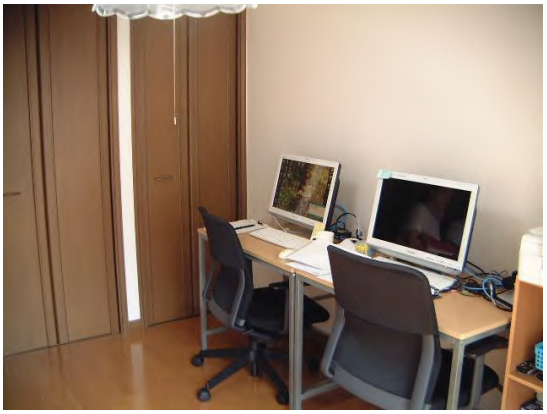

事務室

トイレ

相談室

食堂兼機能訓練室

相談室外観

【現地写真】彩葉デイサービス　弐番館
（平成 29 年８月 21 日撮影）

静養室

浴室

脱衣場

台所

洗面台

※消火器等の防火・防犯設備に関しては、後日写真にて確認済み

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

				要　　件	指定案件（セカンドアルバムひなた）
人員基準	管理者		勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 （生活相談員、介護職員と兼務）
			兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活相談員		勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１	提供日ごとにサービス提供時間を上回る配置（介護福祉士または常勤で２年以上介護等の業務に従事した者を配置）
			資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	
	介護従業者	看護職員又は介護職員（利用定員10人以下）		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 単位ごとに常時１人以上	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時１以上の介護職員を配置
		看護職員又は介護職員（利用定員11人以上）		単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上 ②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えられた以上 単位ごとに常時１人以上	
		勤務形態		生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤	生活相談員常勤３人 介護職員常勤３人
	機能訓練指導員		必要数	１以上（事業所の他の職務と兼務可能）	看護師１人
			資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師	

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	36.12㎡≧30㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器、避難器具
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成24年横須賀市条例第71号）に適合します。

地域密着型通所介護　セカンドアルバムひなた　　位置図

参考様式

事業所(施設)の平面図(地域密着型通所介護)

事業所又は施設の名称	セカンドアルバムひなた

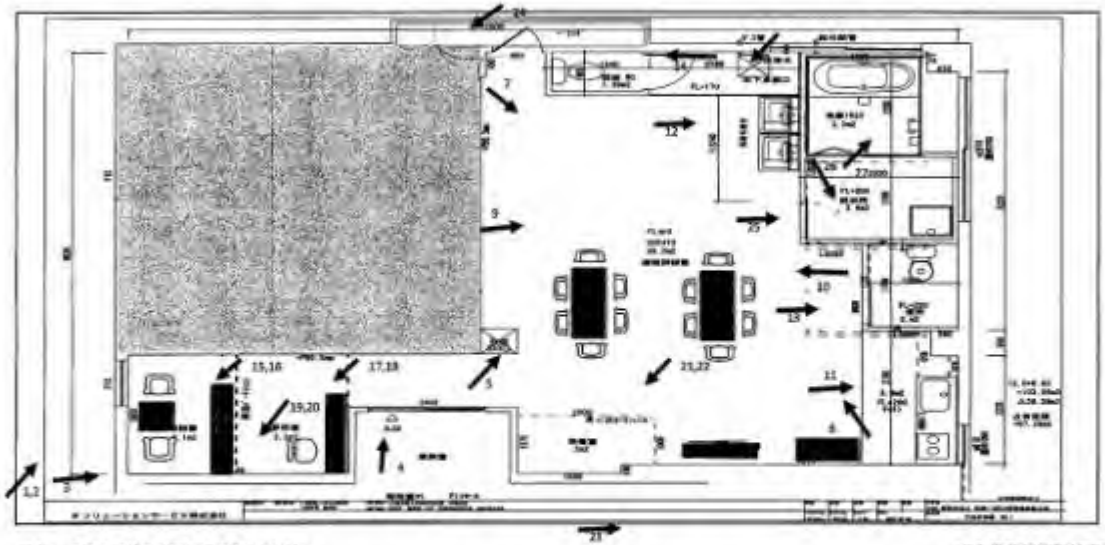

備考1 各室の用途及び面積を記載してください。
2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。
3 設備及び備品の概要を記載することになっている場合は、本様式の各室又は余白部分に当該サービスの提供を行うために整備する備品等の品名及び数量を記載して差し支えありません。
4 別添で提出する事業所のカラー写真(サービス版(89mm×127mm)程度以上)をA4の紙に添付して図面と対比出来るようにしてください。

※食堂兼機能訓練室面積内訳

①4.01×0.88=3.5288=3.52㎡
②4.57×3.1=14.187=14.18㎡
③4.57×3.22=14.7154=14.71㎡
④4.1×1.38=5.658=5.65㎡
⑤0.95×0.86=0.817=0.81㎡
静養室=2×1=2㎡
洗面台=0.5×1.45=0.725=0.73㎡
①+②+③+④+⑤-静養室-洗面台= 36.12㎡

面積算出に係る計算式等を記入してください。
(記載例参照)

【現地写真】セカンドアルバムひなた
（平成 29 年 9 月 27 日撮影）

入口

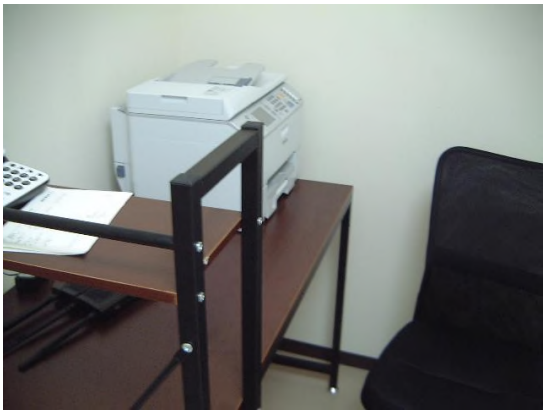

事務室

トイレ

相談室

食堂兼機能訓練室

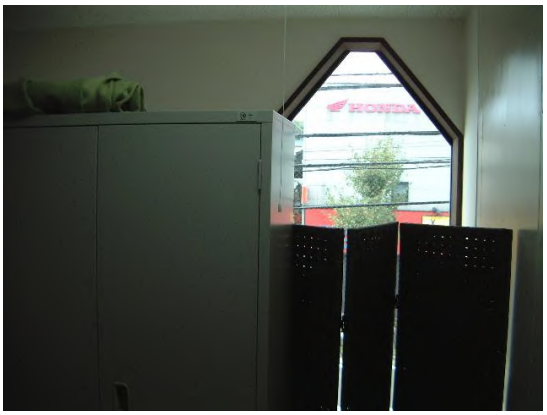

相談室外観

【現地写真】セカンドアルバムひなた
（平成 29 年 9 月 27 日撮影）

静養室

非常口

消火器

洗面台

台所

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

				要　　件	指定案件（デイサービス唯の風横須賀林）
人員基準	管理者		勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤専従
			兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活相談員		勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１	提供日ごとにサービス提供時間を上回る配置（介護福祉士を配置）
			資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	
	介護従業者	看護職員又は介護職員（利用定員10人以下）		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 単位ごとに常時１人以上	
		看護職員又は介護職員（利用定員11人以上）		単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上 ②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えられた以上 単位ごとに常時１人以上	①１以上の看護職員を配置 ②12.8時間以上の介護職員を配置 ③常時１以上の介護職員を配置
		勤務形態		生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤	生活相談員常勤２人 介護職員常勤３人
	機能訓練指導員		必要数	１以上（事業所の他の職務と兼務可能）	看護師２人
			資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師	

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	55.21㎡≧54㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器、避難器具
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員18人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成24年横須賀市条例第71号）に適合します。

地域密着型通所介護　デイサービス唯の風横須賀林　　位置図

平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 続き】

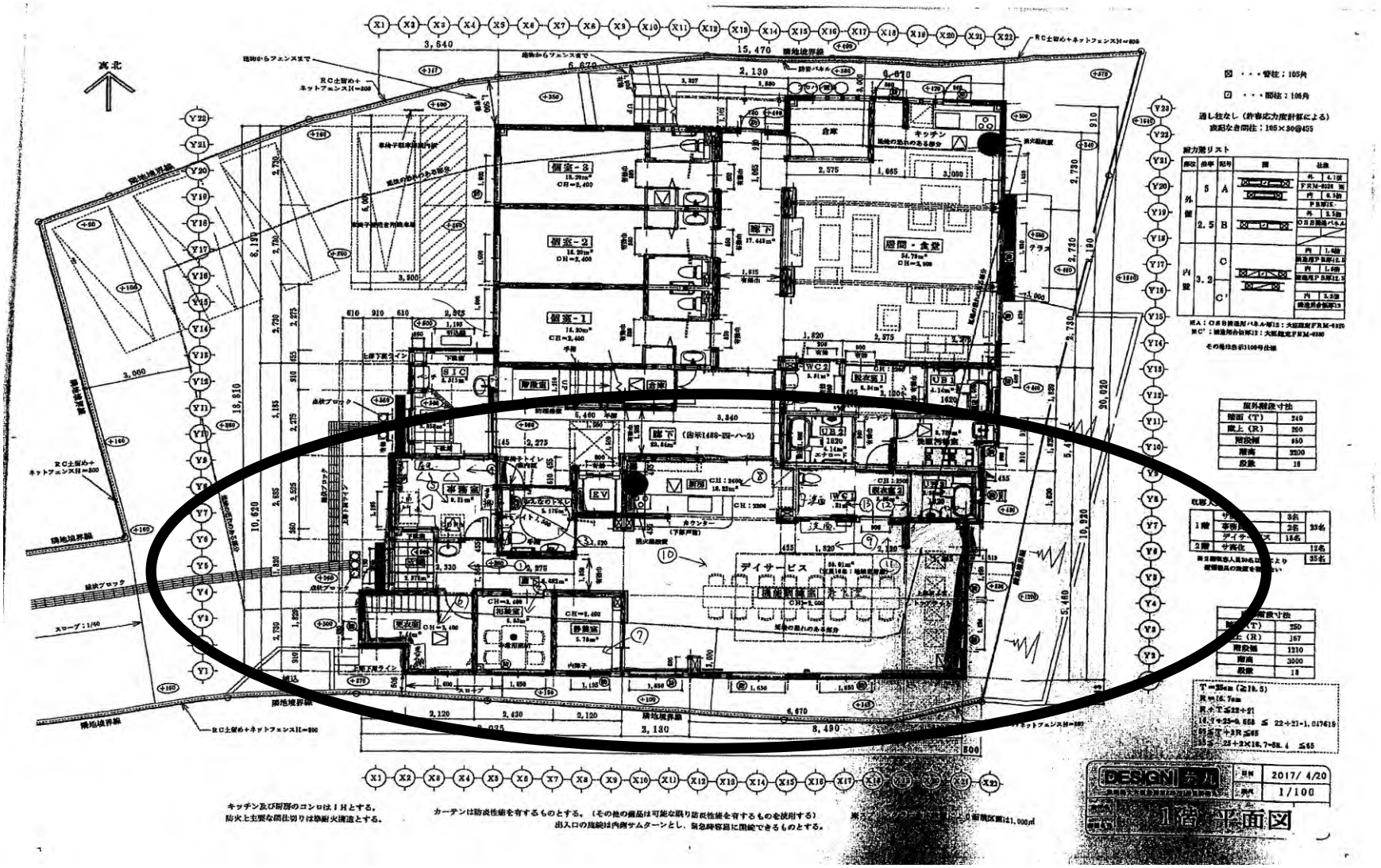

【現地写真】デイサービス唯の風横須賀林
（平成 29 年 10 月 26 日撮影）

平成 29 年（2017 年）11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 続き】

入口

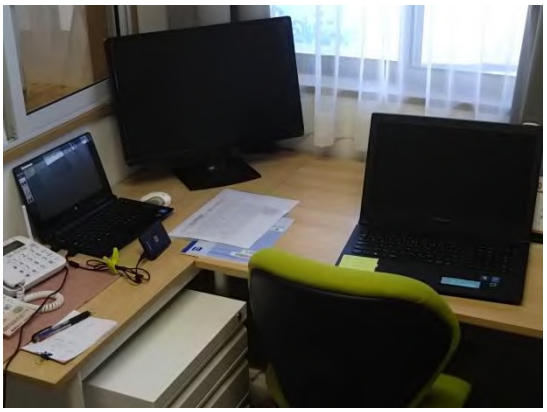

事務室

トイレ

相談室

食堂兼機能訓練室

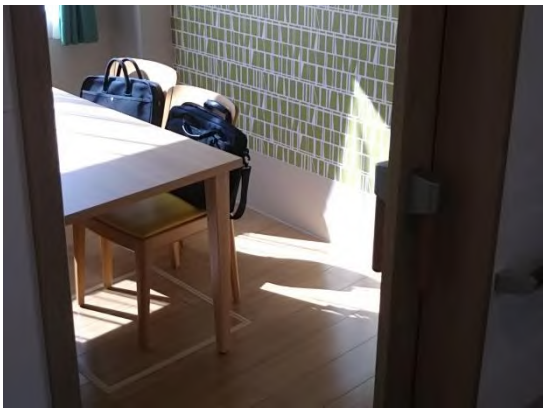

相談室外観

【現地写真】デイサービス唯の風横須賀林
（平成 29 年 10 月 26 日撮影）

平成 29 年（2017 年）11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 続き】

静養室

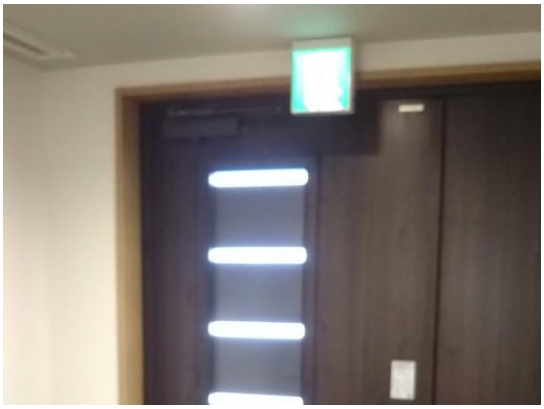

非常口

消火器

浴室

台所

洗面台

指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分			要件	報告案件（ミモザ久里浜セントポーリア）
人員基準	事業の代表者		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	**ミモザ株式会社の代表取締役として小規模多機能居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業、認知症対応型通所介護事業等の経営に携わっている。**
			②次のいずれかの研修を修了していること。 ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症グループホーム管理者研修・基礎過程又は専門課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グループホーム開設者研修	**認知症対応型サービス事業開設者研修（神奈川県　平成19年6月4日）修了**
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)	**常勤兼務（当該事業所の介護職員を兼務）**
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務	
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設）の職務	
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。	**認知症を含む高齢者介護に3年以上従事した経験を有する。**
			②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了（みなし規定あり）していること。	**認知症対応型サービス事業管理者研修（神奈川県　平成25年7月30日）修了**
			※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、実践者研修の他、「認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度）」を修了している者	
	介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)	**常勤兼務（当該事業所の介護職員を兼務）**
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務	
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設）の職務	
		資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。	**小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（神奈川県　平成29年8月2日）修了**
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 （例）日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要	**適正に配置されている。**
			②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上配置する。	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。（宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。）	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。（宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。）	
			⑤介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。	**1以上が常勤職員である。**
			⑤介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。	**看護師を1名配置している。**

設備基準	立地要件	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	**都市計画法上の用途は「第2種住居地域」である。当該事業所は、近隣に家屋が密集しており、家族や地域住民との交流の機会が確保される。**
	登録定員	25人以下	**24人**
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	**通いサービス 12名 宿泊サービス 7名**
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。 ②個室の床面積は7.43㎡以上	**個室5室（8.15～8.64㎡）**
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	**予備宿泊室2部屋（8.43～9.49㎡）**
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	**スプリンクラー、誘導灯、火災報知機、火災通報装置、i消火器**

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分	要　　件	報告案件（ミモザ久里浜セントポーリア）
人員基準 設備基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	**一体的に運営**

当該報告案件(ミモザ久里浜セントポーリア）は「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成24年横須賀市条例第71号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成24年横須賀市条例第72号）に適合します。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所　ミモザ久里浜セントポーリア　位置図

平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 続き】

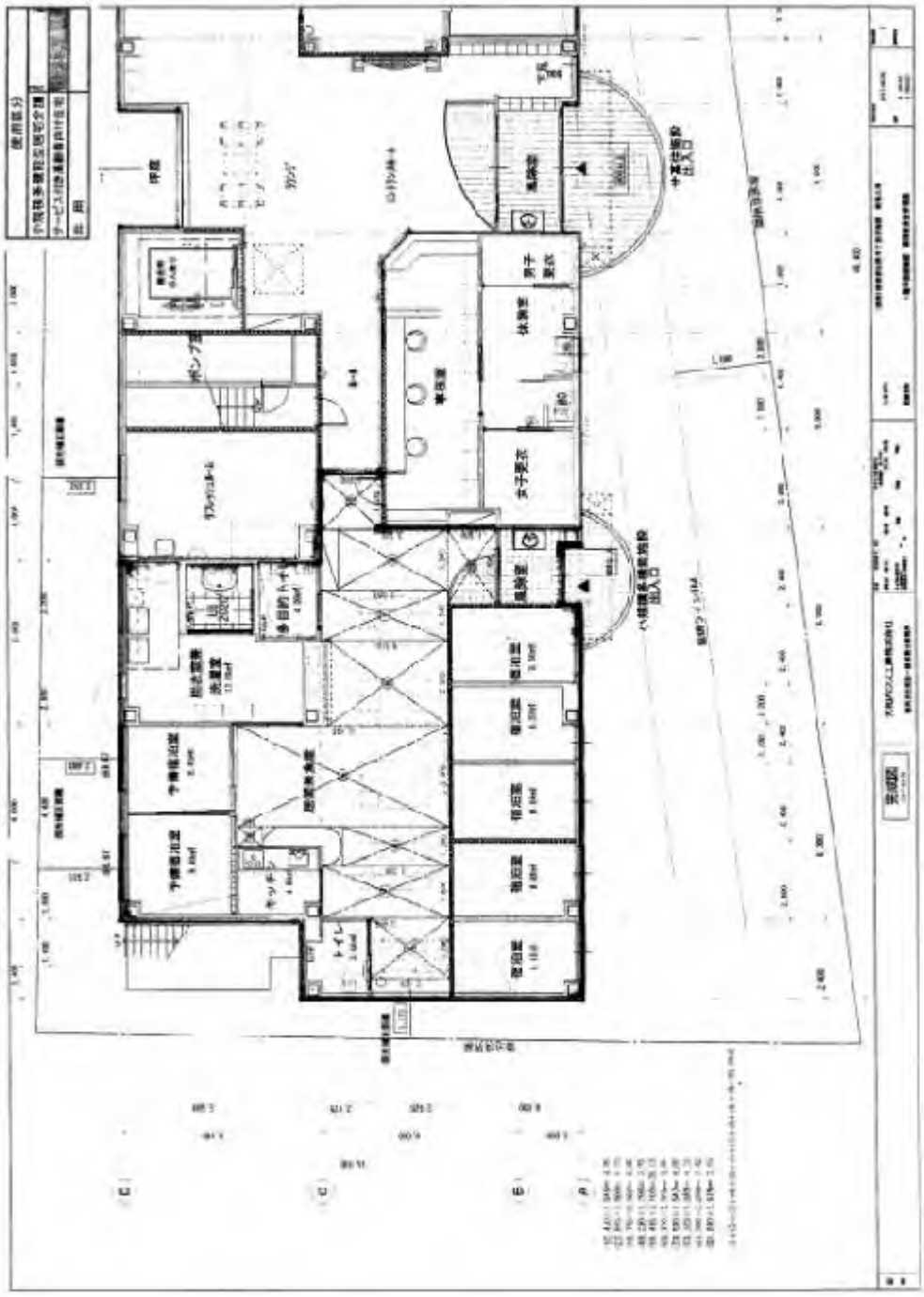

【現地写真】ミモザ久里浜セントポーリア
（平成 29 年 10 月 26 日撮影）

平成 29 年（2017 年）11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 続き】

入口

玄関

トイレ

更衣室

浴室

居間兼食堂

【現地写真】ミモザ久里浜セントポーリア
（平成 29 年 10 月 26 日撮影）

平成 29 年（2017 年）11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－1 続き】

宿泊室

非常口

消火栓

洗面台

台所

スプリンクラー

平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－2】

地域密着型サービス事業者指定のための同意について

１．概　要

三浦市の被保険者（３名）および世田谷区の被保険者（１名）が本市に所在する下記事業所から地域密着型サービスを受けるため、三浦市、世田谷区長が当該事業所を市外指定することについて、介護保険法第 78 条の２第４項第４号に基づき同意を行いました。

２．同意の対象となる事業所

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	横須賀市津久井１－２－10 医療法人社団津久井浜整形外科 代表取締役　大畠　崇
事業所の名称	津久井浜ケアセンターデイサービス
事業所の所在地	横須賀市津久井１－２－３
介護保険事業所番号	１４７１９０４９９３
サービスの種類	地域密着型通所介護

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	川崎市川崎区日ノ出１－３－１２ 株式会社フェアーワールド 代表取締役　伊藤　裕子
事業所の名称	デイサービスふくふく亭
事業所の所在地	横須賀市二葉１－４７－５
介護保険事業所番号	１４７１９０４４９８
サービスの種類	地域密着型通所介護

３．同意に際する条件について

同意にあたって下記の条件を付しました。

① この同意は依頼のあった被保険者のサービス利用に対してのみ効力を有すること。

② 同意に係る被保険者のサービスの利用が終了した場合は、遅滞なくその旨を連絡すること。

４．同意にあたっての基準

本件の同意は、下記の同意基準に適合しています。

「横須賀市地域密着型サービス事業等の適正な設置運営に関する指導要領」別表第１（第４条第１項関係）【抜粋】

サービス種類	同　　意　　基　　準
共　　通	①　本市の被保険者のサービス利用に支障がないこと。 ②　事業者が原則として他の市町村長から依頼があった被保険者に同意の効力が限定されることをあらかじめ了承していること。 ③　利用者の市町村長が、本市に同意依頼を行うことについて、了承していること。 ④　事業所が所在する日常生活圏域に隣接する他の市町の日常生活圏域内において、同様のサービスを提供する事業所がないとき、あるいは受入れが困難なとき。 ⑤　サービス提供実施地域に居住する他の市町村の利用者で、本市の住民登録基本台帳に登録を行うことが困難な場合でやむを得ないとき。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	共通項目の同意基準を全て満たしており、以下の基準を全て満たしていること。 ①　他の市町村の利用者の親族が本市の住民基本台帳に登録を有しかつ居住し、当該利用者と交流が図れる等当該利用者の心身の向上が見込まれるとき。 ②　利用者が居住する市町村に重度化した場合に受け入れ可能な事業所がない場合で人道的にやむを得ないとき。 ③　指定居宅サービス事業等から地域密着型サービス事業にサービスを変更する場合で、従前からの利用者の継続的なサービス利用に必要なとき。
地域密着型通所介護	共通項目の同意基準を全て満たしており、以下の基準を全て満たしていること。 ①　サービス提供実施地域に従前より居住する他の市町村の利用者で、本市の住民登録基本台帳に登録を行うことが困難な場合でやむを得ないとき。 ②　指定居宅サービス事業等から地域密着型サービス事業にサービスを変更する場合で、従前からの利用者の継続的なサービス利用に必要なとき。

平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－3】

地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法第78条の12及び第115条の21において準用する第70条の２第１項の規定により、指定の更新を行いましたので報告します。

１　横須賀市内の事業所（６事業所）

（１）指定認知症対応型共同生活介護事業所（４事業所）

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	横須賀市安浦町１－１３ 株式会社　小林留次郎商店 　代表取締役　小林　進
指定の更新年月日	平成29年９月１日
事業所の名称	グループホーム　チェリーホーム森崎
事業所の所在地	横須賀市森崎１－１－21マルエムビル２・３Ｆ
介護保険事業所番号	１４７１９０２８０７
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	横須賀市追浜町２－２５－８ 特定非営利活動法人やすらぎ 　理事長　嶋田　晃
指定の更新年月日	平成29年10月１日
事業所の名称	やすらぎの杜
事業所の所在地	横須賀市浜見台２－14－１
介護保険事業所番号	１４７１９０２８３１
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	東京都豊島区千早４－３－７ 有限会社ハピネス 　代表取締役　三冨　朝子
指定の更新年月日	平成29年10月１日
事業所の名称	グループホームゆりの花・森崎
事業所の所在地	横須賀市森崎１－13－11
介護保険事業所番号	１４７１９０２８４９

サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	横須賀市須軽谷字天王谷９６７ 有限会社　道 　代表取締役　高梨　明美
指定の更新年月日	平成29年10月１日
事業所の名称	グループホーム　古街の家
事業所の所在地	横須賀市佐野町６－14－３
介護保険事業所番号	１４７１９０２８８０
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

（２）指定地域密着型通所介護事業所（１事業所）

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	神奈川県川崎市川崎区日ノ出１－３－１２ 株式会社フェアーワールド 　代表取締役　伊藤　裕子
指定の更新年月日	平成29年10月１日
事業所の名称	デイサービスふくふく亭
事業所の所在地	横須賀市二葉１－47－５
介護保険事業所番号	１４７１９０４４９８
サービスの種類	地域密着型通所介護

（３）指定認知症対応型通所介護事業所（１事業所）

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	横須賀市小川町１４－１ 株式会社スマイル 　代表取締役　久保田　康雄
指定の更新年月日	平成29年９月１日
事業所の名称	スマイル鷹取
事業所の所在地	横須賀市鷹取２－19－６
介護保険事業所番号	１４９１９００１２０
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

２　横須賀市外の事業所（１事業所）

（１）指定認知症対応型共同生活介護事業所（１事業所）

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	東京都葛飾区細田５－15－６ 株式会社　サンハート 　代表取締役　三浦　眞澄
指定の更新年月日	平成29年10月１日
事業所の名称	おいちゃん･おばちゃん
事業所の所在地	東京都葛飾区柴又5－30－10
介護保険事業所番号	１３９２２００２３２
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 4－4】

地域密着型サービス事業の廃止について

1　地域密着型サービス事業の廃止について

下記１事業者から介護保険法第 78 条の５第２号の規定に基づく廃止届が提出されました。

届出内容を審査したところ、当該事業所における利用者の処遇に支障はないものと判断し、下記事業者から当該廃止届の受理を行いましたので報告します。

2　廃止事業者

【市内　２事業所】

届　　出　　者	社会福祉法人　聖隷福祉事業団 理事長　山本　敏博
廃止する事業所名称	聖隷巡回ヘルパーぐるり横須賀
住　　所	横須賀市武３－39－１
介護保険事業所番号	１４９１９００２０３
サ ー ビ ス の 種 類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
廃止届受理日	平成 29 年６月 27 日
廃止年月日	平成 29 年７月 31 日

届　　出　　者	有限会社　樋川商店 代表取締役　樋川　紀昭
廃止する事業所名称	デイサービス　クオリティオブライフ公郷
住　　所	横須賀市公郷町３－114－４
介護保険事業所番号	１４７１９０５６１０
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
廃止届受理日	平成 29 年８月 24 日
廃止年月日	平成 29 年９月 30 日

【市外　２事業所】

届　　出　　者	株式会社　アイランド 代表取締役　後藤　慎太郎
廃止する事業所名称	デイサービスあいけあ釜利谷東
住　　所	横浜市金沢区釜利谷東１－35－13
介護保険事業所番号	１４７０８０２０８１
サービスの種類	地域密着型通所介護
廃止届受理日	平成 29 年６月１日
廃止年月日	平成 29 年５月 31 日

届　　出　　者	株式会社KEY　LAND 代表取締役　吉田　和弘
廃止する事業所名称	樹楽　金沢八景
住　　所	横浜市金沢区六浦２－３－17
介護保険事業所番号	１４９０８００３１３
サービスの種類	地域密着型通所介護
廃止届受理日	平成 29 年６月 26 日
廃止年月日	平成 29 年７月 31 日

市外地域密着型サービス事業者指定について

（1）概　要

本市の被保険者が横浜市内の下記地域密着型通所介護事業所のサービス提供を受けることに際し、横浜市長から介護保険法第 78 条の２第４項第４号及び第 115 条の 12 第２項第４号による「同意」を受けたうえで、当該事業者に対して横須賀市長による「指定地域密着型サービス事業者」の指定を以下のとおり行いました。

（2）指定案件

申請者の住所及び名称 並びに代表者名	東京都大田区雪谷大塚町３－３ ライフサービス合同会社 代表社員　山ノ上　仁史
事業所の名称	樹楽　金沢八景
事業所の所在地	横浜市金沢区六浦２－３－17
介護保険事業所番号	１４９０８００３６２
サービスの種類	地域密着型通所介護

（3）指定に際する条件について

遵守事項として下記の条件を付しました。

① 本件指定は、横浜市長による介護保険法第78条の２第４項第４号及び第115条の12第２項第４号による同意（平成23年３月２日付け健事第709号）に基づく本市被保険者（以下「利用者」という。）に対するサービス提供に限るものであること。

② 当該利用者に対するサービス提供を終了（契約終了）したときは、遅滞なくその旨を横須賀市長に届け出ること。

③ 介護保険法第 78 条の５第１項及び第 115 条の 15 第１項の規定に基づいて横浜市長に名称等の変更の届出を行ったときは、遅滞なくその内容を横須賀市長にも届け出ること。

平成 29 年(2017 年)11 月2日
平成 29 年度第2回介護保険運営協議会
【 資 料 ５ 】

第６期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護事業所）開設希望者の募集について

１　募集の趣旨

第６期介護保険事業計画（平成27～29年度）に基づき、平成28年度に地域密着型サービス開設希望者を募集し、認知症対応型共同生活介護事業所と併せて小規模多機能型居宅介護事業所を開設する事業者を選定しました。平成29年度の開設にむけて調整してきたところですが、開設することができなくなりました。

認知症対応型共同生活介護事業所は、市が整備上限数を定めて事業者を募集しており、予定どおり整備できないと今後の整備計画に影響です。

以上の経緯から、今回は認知症対応型共同生活介護事業所のみを条件付きで募集します。

２　募集する地域密着型サービス事業所の種類、数、条件など

種　類：認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）
募集数：１事業所（18人定員）
圏　域：追浜圏域、田浦圏域、逸見圏域のいずれかの圏域
条　件：自己資金で整備（市から補助金は交付されません）
　　平成30年度中に開設

３　今後の流れ（予定）

～12月25日　介護保険課へ募集関係書類を提出
平成30年２月　地域密着型サービス事業所等整備審査会にて選定
　　介護保険運営協議会委員へ書面報告
　　事業者へ選考通知を送付
平成30年３月　介護保険運営協議会にて改めて報告
平成30年度中　竣工、開設